

# 第4期佐倉市障害福祉計画（案）

平成27年3月

佐倉市

## 目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の基本方針	2
3 計画期間	2
4 計画の進行管理	3
第2章 障害福祉を取り巻く状況	4
1 障害者手帳等の所持者数	4
第3章 障害福祉サービス等の見込量の推計及び 見込量確保のための方策	7
1 訪問系サービス	7
2 日中活動系サービス	10
3 居住系サービス	13
4 相談支援	15
5 児童福祉法に基づくサービス	17
6 地域生活支援事業	20
第4章 平成29年度末の成果目標	24
1 国の基本方針に基づく平成29年度末の成果目標	24
資料編	27
「障害」の表記の在り方	27

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

---

平成 25 年4月に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）が施行され、市町村は「障害福祉サービス及び相談支援並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号。以下「国の基本指針」という。）に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等を地域の実情を踏まえて提供できるよう、平成 29 年度末の成果目標を定めるとともに、平成 27 年度から平成 29 年度までの障害福祉サービス等の見込量及びその見込量確保のための方策を定めることとされました。

本市においてはこれまで、平成 18 年度から平成 20 年度までを第1期、平成 21 年度から平成 23 年度までを第2期、平成 24 年度から平成 26 年度までを第3期として障害福祉計画を策定し、障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等について、計画的に施策の推進を図ってきました。

第4期障害福祉計画は、第3期の計画期間における障害福祉サービス等の実績を踏まえ、本市における障害者施策の一層の充実を図るために、平成29年度を最終年度とした、各年度において市が行う障害福祉サービス等の見込量及び見込量の確保のための方策等を定めるものです。

また、国の基本指針において、児童福祉法に基づく障害児支援の提供体制の確保に関する事項が定められたことから、障害児支援についてもその見込量及び確保のための方策等を定めることとします。

## 2 計画策定の基本方針

---

本計画は、障害者総合支援法第 88 条に規定される市町村障害福祉計画に位置付けられるもので、同法第 87 条に規定される国の基本指針に即して、本市の状況を踏まえ策定します。

また、障害者基本法第 11 条に基づき平成 23 年 3 月に策定した佐倉市障害者計画（第 4 次改訂版）の障害者施策と整合を図るとともに、国の障害者基本計画（第 3 次）、千葉県の第 5 次障害者計画、本市の地域福祉計画、高齢者福祉・介護福祉計画、子ども・子育て支援事業計画その他関連計画との調和が保たれるよう配慮します。

## 3 計画期間

---

障害福祉計画は、国の基本指針において 3 年を 1 期として策定することとされており、第 4 期となる本計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間とします。

## 4 計画の進行管理

---

国の基本指針では、計画に定める成果目標や活動指標について、年に1回は実績を把握し、進捗状況あるいは障害者施策や関連施策の動向を踏まえながら、評価・分析を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等必要な措置を講じることとされています。

このため、国の動向や社会情勢、本市の障害者の置かれている状況等が変化した場合、計画期間中でも本計画を見直すなど、その変化に柔軟に対応していきます。

なお、評価・分析の際は、佐倉市障害者総合支援協議会の意見を聴くとともに、その結果については、ホームページ等を通じて広く公表することとします。

## 第2章 障害福祉を取り巻く状況

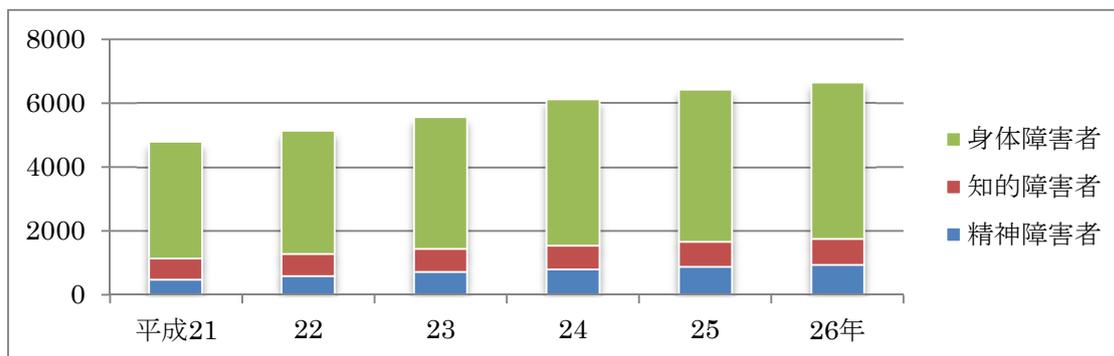
### 1 障害者手帳等の所持者数

#### 1) 障害者手帳所持者の推移

平成26年3月末現在の佐倉市の各種障害者手帳の所持者の総数は6,628人で、5年前（平成21年3月末）の時点と比較すると、1,833人の増となっています。

また、増加率は身体障害者が33.3%、知的障害者が24.7%、精神障害者が93.8%で、特に精神障害者手帳の取得が増えています。

図1 障害者手帳所持者数の推移



障害者手帳所持者数の推移

各年3月31日現在（単位：人）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
身体障害者	3,660	3,853	4,113	4,577	4,749	4,879
知的障害者	652	695	725	734	779	813
精神障害者	483	586	715	800	882	936
合計	4,795	5,134	5,553	6,111	6,410	6,628

## 2) 身体障害者

身体障害者手帳所持者のうち67.7%は65歳以上で高齢者の比率が高い傾向があります。障害種別でみると、肢体不自由が2,692人で構成比は55.2%で一番多く、続いて内部障害が1,493人で30.6%となっています。

障害種別の人数 平成26年3月31日現在（単位：人）

	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	合計
18歳未満	3	16	0	52	18	89
18歳以上65歳未満	90	95	17	858	425	1,485
65歳以上	204	223	46	1,782	1,050	3,305
合計	297	334	63	2,692	1,493	4,879

等級別の人数 平成26年3月31日現在（単位：人）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
18歳未満	41	13	20	6	4	5	89
18歳以上65歳未満	541	226	216	353	80	69	1,485
65歳以上	1,145	483	487	902	128	160	3,305
合計	1,727	722	723	1,261	212	234	4,879

## 3) 知的障害者

療育手帳所持者のうち、38.8%は重度で、重度のうち81%が18歳以上となっています。

療育手帳の所持者の人数 平成26年3月31日現在（単位：人）

	重度	中度	軽度	合計
18歳未満	60	44	88	192
18歳以上	255	186	180	621
合計	315	230	268	813

### 3) 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳所持者のうち65歳以上は11.5%で、本市の高齢化率26.4%と比較すると低く、むしろ18歳以上65歳未満(生産年齢人口)に集中する傾向がみられます。また、平成26年3月31日現在の自立支援医療(精神通院医療)受給者数は、2,191人となっており、5年前(平成21年3月末)の時点と比較すると、727人の増となっています。

精神手帳所持者の人数 平成26年3月31日現在(単位:人)

	1級	2級	3級	合計
18歳未満	1	1	1	3
18以上65未満	113	527	185	825
65歳以上	40	47	21	108
合計	154	575	207	936

自立支援医療(精神通院医療)受給者数 各年3月31日現在(単位:人)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
自立支援医療 受給者数 (精神通院医療)	1,464	1,651	1,865	1,965	2,122	2,191

### 4) 障害支援区分の認定状況

障害支援区分認定が不要な児童を除き、介護給付サービスを受ける方が対象となっています。

障害支援区分認定者数 平成26年3月31日現在(単位:人)

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障害	0	7	28	31	15	13	55	149
知的障害	0	9	39	50	60	73	66	297
精神障害	0	8	50	47	6	2	2	115
合計	0	24	117	128	81	88	123	561

### 第3章 障害福祉サービスの見込量の推計と

#### 見込量確保のための方策

#### 1 訪問系サービス

##### 1) サービスの概要

ヘルパーが居宅を訪問して介護や家事援助などの支援を行ったり、外出する際の介護や移動に必要な情報の提供などの支援を行ったりするサービスです。

サービス名	サービスの概要
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において入浴、排せつ、食事などの介護並びに調理、洗濯、掃除などの家事及び生活に関する相談その他の生活全般にわたる援助を行います。(16か所)
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障害、精神障害があり常に介護を必要とする人に、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。(15か所)
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人などに対し、移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む。)、外出先において必要な移動の援護、排せつ、食事などの介護その他外出する際に必要となる援助を行います。(10か所)
行動援護	自己判断能力が制限されている人(重度の知的障害者・児又は重度の精神障害者であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊などの行動障害に対する援護を必要とする人)が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。(3か所)
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い最重度の方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を利用者の必要に応じて組み合わせ、サービス利用計画に基づいて包括的に提供します。 千葉県内に本サービスを提供する事業所はありません。

( )は佐倉市内事業所数

## 2) 第3期障害福祉計画期間における実績

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度 (見込)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
居宅介護	延時間/月	1,995	2,384	2,109	2,623	2,204	3,144
	実人数/月	105	148	111	176	116	205
重度訪問 介護	延時間/月	25	184	25	404	50	223
	実人数/月	1	2	1	2	2	3
同行援護	延時間/月	165	226	187	289	220	341
	実人数/月	15	14	17	15	20	18
行動援護	延時間/月	176	170	176	223	198	175
	実人数/月	8	8	8	7	9	7
重度障害 者等包括 支援	延時間/月	0	0	0	0	0	0
	実人数/月	0	0	0	0	0	0

※見込量は第3期障害福祉計画期間の各年度 10 月の数値

※実績は各年度末までの 1 月あたりの平均利用時間総数と利用者数（平成 26 年度は 10 月末まで）

### 3) 第4期障害福祉計画期間における見込量の推計

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護	延時間/月	3,149	3,496	3,969
	実人数/月	213	242	282
重度訪問介護	延時間/月	375	459	574
	実人数/月	4	4	4
同行援護	延時間/月	361	422	505
	実人数/月	18	20	22
行動援護	延時間/月	213	231	257
	実人数/月	6	6	5
重度障害者等 包括支援	延時間/月	0	0	0
	実人数/月	0	0	0

※各年度末までの1月あたりの平均利用時間総数と利用者数。

※実績の伸び率の推移及び人口推計を参考に見込量を作成

### 4) 見込量確保の方策

・関係機関と連携しながら、ヘルパー等の人材確保に努め、需要の増大に対応します。特にニーズの高い行動援護に対し、供給体制の拡大を図ります。

## 2 日中活動系サービス

### 1) サービスの概要

日中に施設などにおいて介護や訓練などの場を提供するサービスです。

サービス名	サービスの概要
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。 (9か所)
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者を対象とし、理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事などの訓練とともに、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連携を通じて、地域生活への移行を目指します。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害者・精神障害者を対象とし、食事や家事などの日常生活能力向上のための必要な支援とともに、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連携を通じて、地域生活への移行を目指します。 (2か所)
就労移行支援	一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探しなどを通じ、適性に合った職場への就労などが見込まれる人に対し、事業所内における作業訓練や職場実習、就職後の職場定着支援などを実施します。 (2か所)
就労継続支援 A型	学校卒業者や離職した人などを対象に、雇用契約に基づき働きながら、一般就労への移行もめざす事業です。 (2か所)
就労継続支援 B型	年齢や体力面で一般就労が難しい人などを対象に、雇用契約を結ばずに、就労や生産活動の機会を提供する事業です。なお、工賃の目標額を事業所ごとに定め、その引き上げを図ります。 (6か所)
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、昼間、病院などにおいて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短時間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院、診療所等において実施する「医療型」があります。 (4か所)

( )は佐倉市内事業所数

## 2) 第3期障害福祉計画期間における実績

	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度 (見込量)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
生活介護	延人日/月	3,570	4,586	3,738	4,858	3,906	5,221
	実人数/月	170	234	178	247	186	265
自立訓練 (機能訓練)	延人日/月	22	67	22	38	22	24
	実人数/月	1	3	1	2	1	2
自立訓練 (生活訓練)	延人日/月	384	246	420	283	468	261
	実人数/月	32	19	35	26	39	26
就労移行支援	延人日/月	720	588	810	825	900	633
	実人数/月	40	39	45	51	50	42
就労継続支援 A型	延人日/月	60	60	100	197	100	371
	実人数/月	3	3	5	11	5	19
就労継続支援 B型	延人日/月	1,800	2,329	1,980	2,404	2,124	2,768
	実人数/月	100	144	110	151	118	159
療養介護	延人日/月	403	341	403	341	403	341
	実人数/月	13	11	13	11	13	11
短期入所 (ショートステイ)	延人日/月	300	293	320	384	350	303
	実人数/月	30	35	32	42	35	46

※見込量は第3期障害福祉計画期間の各年度10月の数値

※実績は各年度末までの1月あたりの平均利用日総数と利用者数（平成26年度の実績は10月末まで）

### 3) 第4期障害福祉計画期間における見込量の推計

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	延人日/月	5,278	5,591	6,017
	実人数/月	268	283	303
自立訓練 (機能訓練)	延人日/月	38	38	38
	実人数/月	2	2	2
自立訓練 (生活訓練)	延人日/月	285	302	325
	実人数/月	30	34	41
就労移行支援	延人日/月	875	1,036	1,320
	実人数/月	50	60	82
就労継続支援 A型	延人日/月	402	556	767
	実人数/月	21	30	41
就労継続支援 B型	延人日/月	2,725	2,905	3,151
	実人数/月	161	168	179
療養介護	延人日/月	341	341	341
	実人数/月	11	11	11
短期入所 (福祉型)	延人日/月	367	400	444
	実人数/月	49	55	63
短期入所 (医療型)	延人日/月	16	22	30
	実人数/月	3	4	6

※各年度末までの1月あたりの平均利用日総数と利用者数。

※実績の伸び率の推移及び人口推計を参考に見込量を作成

### 4) 見込量確保の方策

- ・需要増大に対応するため、サービスを提供する事業所等に対し、新規参入及び規模拡大の促進に取り組めます。
- ・利用者がサービスを適切に選択・利用できるための情報提供や移動手段の確保を働きかけます。

### 3 居住系サービス

---

#### 1) サービスの概要

主に夜間にグループホームや施設などにおいて入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活の支援を提供するサービスです。

サービス名	サービスの概要
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間において、共同生活を営む住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護等、その他の日常生活上の援助を行います。 平成 26 年度より共同生活援助(グループホーム)と共同生活介護(ケアホーム)は一元化され、共同生活援助(グループホーム)となりました。(10か所)
施設入所支援	夜間に入所する障害者に対して、入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の支援を行います。(4か所)
宿泊型自立訓練	知的障害又は精神障害のある人に対して、宿泊をしながら家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。

( )は佐倉市内事業所数

## 2) 第3期障害福祉計画期間における実績

	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度 (見込量)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
共同生活援助	実人数/月	19	16	20	18	22	65
共同生活介護	実人数/月	40	41	42	43	45	
施設入所支援	実人数/月	95	119	98	117	100	117
宿泊型 自立訓練	実人数/月	—	1	—	1	—	0

※見込量は第3期障害福祉計画期間の各年度10月の数値

※実績は各年度末までの1月あたりの平均利用者数(平成26年度の実績は10月末まで)

## 3) 第4期障害福祉計画期間における見込量の推計

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助	実人数/月	74	85	98
施設入所支援	実人数/月	116	114	112
宿泊型 自立訓練	実人数/月	1	1	1

※各年度末までの1月あたりの平均利用者数。

※実績の伸び率の推移及び人口推計を参考に見込量を作成

## 4) 見込量確保の方策

- ・地域移行に対応するため、サービスを提供する事業所等に、グループホームの整備を働きかけます。
- ・地域移行後の支援体制について、適切なサービスが受けられる体制の充実に努めるとともに、家族支援の充実や地域の理解促進に努めます。

## 4 相談支援

### 1) サービスの概要

相談支援とは、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用者計画作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

サービス名	サービスの概要
計画相談支援	<p>障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。</p> <p>このサービスでは、障害のある方の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場で考え、障害のある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。 (6か所)</p>
地域移行支援	<p>障害者支援施設等に入所している方又は精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。</p> <p>このサービスでは、施設・病院からの退所・退院にあたって支援を必要とする方に、入所・入院中から新しい生活の準備等の支援を行うことで、障害のある方の地域生活への円滑な移行をめざします。 (4か所)</p>
地域定着支援	<p>障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した方のほか、家族との同居から一人暮らしに移行した方や地域生活が不安定な方等、単身等で生活する障害のある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。</p> <p>このサービスでは、入所施設や精神科病院から退所又は退院した方や地域生活が不安定な方などに、「見守り」としての支援を行うことで、障害のある方の地域生活の継続をめざします。 (4か所)</p>

( ) は佐倉市内事業所数

## 2) 第3期障害福祉計画期間における実績

	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度 (見込量)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
計画相談支援	人/月	5	21	10	56	12	52
地域移行支援	人/月	1	2	3	0	9	1
地域定着支援	人/月	1	0	2	0	3	0

※見込量は第3期障害福祉計画期間の各年度10月の数値

※実績は各年度末までの1月あたりの平均利用者数(平成26年度の実績は10月末まで)

## 3) 第4期障害福祉計画期間における見込量の推計

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	実人数/月	58	65	70
地域移行支援	実人数/月	2	2	3
地域定着支援	実人数/月	1	1	1

※各年度末までの1月あたりの平均利用者数

※実績の伸び率の推移及び人口推計を参考に見込量を作成

## 4) 見込量確保の方策

- ・ 障害者手帳所持者のみならず、障害児等が身近な地域で障害種別によらない一元的な障害福祉サービスを受けることができるよう、指定相談支援事業者、サービス提供事業者との携を取りながら、相談支援体制の拡充を図ります。
- ・ 計画相談支援の利用の推進として、利用者に、ホームページ、障害福祉のしおりなどを通じて周知を行い、障害者及びその家族に対する相談支援の充実に努めていきます。

## 5 児童福祉法に基づくサービス

### 1) サービスの概要

サービス名	サービスの概要
児童発達支援	障害のある子どもを通所させて、日常生活における基本的な動作の指導や知識・技能の習得、集団生活への適応訓練を行います。 (6か所)
医療型児童発達支援	児童発達支援とあわせ、理学療法等の機能訓練又は医療支援を行います。
放課後等 デイサービス	学齢障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。 (8か所)
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。 (1か所)
障害児相談支援	障害児通所支援を利用しようとする障害児やその家族に対し、障害児支援利用計画案の作成やサービス事業者等との連絡調整などの支援を行います。 (4か所)

( ) は佐倉市内事業所数

## 2) 第3期障害福祉計画期間における実績

		平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込量)
		実績	実績	実績
児童発達支援 事業	人日/月	555	387	395
	人/月	92	87	80
医療型児童 発達支援	人日/月	3	7	2
	人/月	1	2	1
放課後等 デイサービス	人日/月	981	1,182	1,330
	人/月	126	175	197
保育所等訪問 支援	人日/月	2	4	1
	人/月	1	4	1
障害児相談支援	人/月	6	12	15

※新規項目のため第3期障害福祉計画の見込量はありません。

※実績は各年度末までの1月あたりの平均利用日総数と利用者数。(平成26年度の実績は10月末まで)

### 3) 第4期障害福祉計画期間における見込量の推計

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
		見込量	見込量	見込量
児童発達支援事業	人日/月	403	419	434
	人/月	82	85	88
医療型児童発達支援	人日/月	5	6	7
	人/月	2	2	2
放課後等デイサービス	人日/月	1,399	1,588	1,844
	人/月	217	258	314
保育所等訪問支援	人日/月	3	4	5
	人/月	3	3	3
障害児相談支援	人/月	17	22	29

※各年度末までの1月あたりの平均利用日総数と利用者数

※実績の伸び率の推移及び人口推計を参考に見込量を作成

### 4) 見込量確保の方策

- ・需要増大に対応するため、サービスを提供する事業所等に対し、新規参入及び規模拡大の促進に取り組めます。
- ・関係機関と連携しながら、支援が必要な児童生徒の状況把握に努め、適切な療育に努めます。

## 6 地域生活支援事業

### 1) サービスの概要

サービス名	サービスの概要
相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行い、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う事業です。
基幹相談支援センター機能強化事業	障害者相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるように、精神保健福祉士など専門的な資格を有する職員を配置し、専門的な相談支援を要する困難ケース等への対応を行うとともに、関係機関との連携を促進し、相談支援体制の強化を行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人等の地域生活を支援します。
佐倉市障害者総合支援協議会	関係機関、関係団体、障害のある人及びその家族並びに障害者等の福祉・医療・教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、地域における障害のある人などへの支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場です。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害のある人の権利擁護を図ることを目的とした事業です。

サービス名	サービスの概要
意思疎通支援事業	<p>手話通訳者設置事業は、手話通訳者が常駐し、聴覚や音声言語の機能障害のある身体障害者が、市の窓口などでの手話通訳や生活相談を受ける事業です。</p> <p>手話通訳者派遣事業は、聴覚や音声言語の機能障害のある身体障害者が意思伝達の仲介者を得られないときに手話通訳者を派遣する事業です。</p> <p>要約筆記者派遣事業は、手話による意思伝達が困難な聴覚障害者に、文字により、意志を伝達する要約筆記者を派遣する事業です。</p>
日常生活用具給付等事業	<p>障害のある人などに対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とした事業です。</p>
移動支援事業	<p>屋外での移動が困難な障害のある人などに、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とした事業です。</p>
地域活動支援センター機能強化事業	<p>地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とした事業です。</p>
手話奉仕員養成研修事業	<p>手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人などの自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とした事業です。</p>

## 2) 地域生活支援事業のサービス見込量の推計

事業名	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	実施見込み事業所数	実利用見込み者数	実施見込み事業所数	実利用見込み者数	実施見込み事業所数	実利用見込み者数	
相談支援事業							
障害者相談支援事業		4か所		4か所		4か所	
基幹相談支援センター		2か所		2か所		2か所	
相談支援機能強化事業		有		有		有	
住宅入居等支援事業		有		有		有	
協議会		有		有		有	
成年後見制度利用支援事業		4人		5人		6人	
意思疎通支援事業							
手話通訳設置事業		2人		2人		2人	
手話通訳・要約筆記者派遣事業		130人		140人		150人	
日常生活用具給付事業(件数)							
①介護・訓練支援用具		15件		15件		15件	
②自立生活支援用具		25件		25件		25件	
③在宅療養等支援用具		20件		20件		20件	
④情報・意思疎通支援用具		40件		40件		40件	
⑤排泄管理支援用具		3,300件		3,450件		3,600件	
⑥居宅生活動作補助用具		4件		4件		4件	
移動支援事業	年間延 4,360 時間	年間実 利用者数 165人	年間延 4,936 時間	年間実 利用者数 171人	年間延 5,512 時間	年間実 利用者数 177人	
地域活動支援センター	市内	2人	20人	2人	23人	2人	26人
26年度利用者64人	市外	15人	20人	17人	23人	19人	26人
手話奉仕員養成研修事業		—	20人	—	20人	—	20人

### 3) 見込量確保の方策

- ・佐倉市障害者総合支援協議会では、地域における障害者へのサービス支援体制等に関する課題について関係機関と情報を共有し、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議を行います。
- ・成年後見制度利用支援事業については、必要となる費用を負担することが困難な人に対し、その費用の全部又は一部を助成することにより成年後見制度の利用を促進していきます。
- ・聴覚障害者の社会活動、社会参加を支援するため、引き続き手話通訳者及び要約筆記者のイベントなどへの派遣を行います。
- ・日常生活用具について、利用者に対してサービス内容の理解を図り、適切な給付に努めます。また、医療機関等との連携により、障害の特性に応じた用具の給付に努めます。
- ・障害者が安心して外出できるよう、利用者に対し、サービスを提供できる事業者の情報や制度の内容を周知し、移動支援事業者等と連携して、移動支援事業の利用促進を図っていきます。

## 第4章 平成 29 年度末の成果目標

### 1 国の基本指針に基づく平成 29 年度末の成果目標

---

#### 1) 施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障害者が、グループホームや一般住宅に移行し、地域生活を送ることができるようになることを目指し、平成 29 年度における成果目標を設定します。

##### 〔国が示す基本的な考え方〕

- ①平成 25 年度末の施設入所者数の 12%以上が地域生活へ移行する。
- ②平成 29 年度末における施設入所者数を平成 25 年度末時点の施設入所者数から 4%以上削減する。

##### 〔佐倉市の目標設定〕

	数 値	考 え 方
①平成 29 年度末の地域生活移行者数	15 人	平成 25 年度末の施設入所者数が 117 人のため、グループホームなど地域生活へ移行する目標人数を 15 人（12.8%）としました。
②施設入所者数の削減見込数	5 人	平成 25 年度末の施設入所者数が 117 人のため、施設入所者の削減目標人数を 5 人（4.3%）としました。

##### 〔目標達成に向けた取り組み〕

障害者が地域で自立した生活を営むために、居住の場であるグループホームの整備を働きかけるとともに、地域移行に向けた相談機能等を一層充実させることにより、安心して暮らしていくための仕組みづくりを強化します。

## 2) 地域生活支援拠点等の整備

障害者が地域で安心感をもって暮らすことができ、親元からの自立を希望する人を支援するため、相談、体験の機会、緊急時の受入等の機能の集約を行う拠点整備を目指し、平成29年度における成果目標を設定します。

### [国が示す基本的な考え方]

・地域生活支援拠点等について、平成29年度までに各圏域に少なくとも1つを整備する。

※ 地域生活支援拠点等とは障害のある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等とされ、グループホーム若しくは障害者支援施設に地域生活支援の機能を集約し付加した拠点、又はそれらを地域における複数の機関が分担して機能を担う体制とされています。

### [佐倉市の目標設定]

	考え方
平成29年度までの整備数	今後詳細が示され次第、その整備についての検討を行っていきます。

### 3) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者の一般就労への移行を進めるため、平成 29 年度における成果目標を設定します。

#### 〔国が示す基本的な考え方〕

- ①福祉施設から一般就労への移行について、平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上とする。
- ②就労移行支援事業の利用者数について、平成 29 年度末における福祉施設の利用者を平成 25 年度末から 6 割以上増加する。
- ③就労移行支援事業所のうち、平成 29 年度末における就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする。

#### 〔佐倉市の目標設定〕

	数 値	考 え 方
①平成 29 年度の一般就労移行者数	1 人	平成 24 年度において、福祉施設から一般就労に移行した人数は 0 人ですが、目標人数を 1 人としました。
②平成 29 年度の就労移行支援事業利用者数	82 人	平成 25 年度末の就労移行支援事業の利用者数は 51 人のため、目標人数を 82 人（6 割増）としました。
③平成 29 年度の就労移行率 3 割以上の事業所数	1 事業所	平成 25 年度末の就労移行支援事業所数は 1 事業所のため、目標値は 1 事業所としました。

#### 〔目標達成に向けた取り組み〕

障害者の一般就労に向けて、障害者就業・生活支援センター、サービスを提供する事業所などの関係機関と連携強化を図ります。

## 「障害」の表記の在り方

---

### [佐倉市では]

「障害」の表記については、「障害」「障がい」「障碍」「しょうがい」「チャレンジ (challenged)」等、さまざまな意見があります。このことは、平成22年度に「佐倉市障害者計画（第4次改訂版）」の策定を進めていた時にも議論の対象となりました。

また、国の「障がい者制度改革推進会議」でも以下のように議論されていますが、結論を得るに至っていません。

本市では、国のアンケート結果等を踏まえ、本計画及び障害者計画等の中では「障害」という表記に統一することにしました。

ただし、障害者団体やNPO等が固有の名称・名詞として使用されている場合は、その表記を尊重することにしました。

### [推進会議での検討]

障がい者制度改革推進会議の検討事項の一つに、「障害」の表記があります。推進会議では、作業チームを設け、このことについて検討を進めました。

第一次意見（平成22年6月）では、「障害」のほか、「障がい」「障碍」等の様々な見解があることを踏まえ、推進会議として、今後も学識経験者等の意見を聴取するとともに、国民各層における議論の動向を見守りつつ、それぞれの考え方を整理するなど、引き続き審議を行うこととされています。

第二次意見（同年12月）においても、様々な主体がそれぞれの考えに基づき、様々な表記を用いており、法令等における「障害」の表記について、見解の一致をみなかった現時点では、新たに特定の表記に決定することは困難であると判断し、当面、現状の「障害」を用いることとされ、制度改革の集中期間内を目途に一定の結論を得ることを目指すべきといった結論となっています。

### [障害の表記の在り方に関するアンケート]

「障害」の表記については、国民の間で様々な見解があり、合意が形成されていないことを踏まえ、国における検討を進める上で、幅広く国民の意見を聴取するため、内閣府が平成22年4月に実施しました。

アンケート設問の「障害」の表記に関して、これを改めるべきとの質問については、「そうは思わない」が全体の43.0%と最も多く、「そう思う」は21.9%

でした。

また、「障害者」の表記に関して、「あなたの考えに最も合っている表記」については、「障害者」が27.5%と最も多く、次いで「障害のある人」が21.6%、「障がい者」が19.6%であり、他方、「障碍者」が2.4%、「チャレンジド」が3.4%でした。いずれの設問も年代、地域、障害の有無によって大きな傾向の違いはみられませんでした。